

令和 2 年 2 月

議 案 の 概 要

香 川 県 広 域 水 道 企 業 団

令和2年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

〔予算議案〕

第1号 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

第2号 令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

第3号 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

第4号 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

令和元年度補正予算の概要及び令和2年度当初予算の概要

水道事業会計

1. 業務量

	令和2年度	令和元年度		増減（2年度－元年度）		
		2月補正後	当 初	2月補正後	当 初	
給水戸数（千戸）	425	418	417	7	8	
給水人口（千人）	949	955	959	△ 6	△ 10	
給水量	年間（千m ³ ）	124,485	125,311	126,529	△ 826	△ 2,044
	一日平均（千m ³ ）	341.05	342.38	345.71	△ 1.33	△ 4.66
※ 有収水量	年間（千m ³ ）	112,216	112,438	113,336	△ 222	△ 1,120
	一日平均（千m ³ ）	307.44	307.21	309.66	0.23	△ 2.22
有収率（％）	90.1	89.7	89.6	0.4	0.5	

※令和元年度2月補正後の有収水量は、検針サイクル統一の影響による増分 255千m³を控除している。
令和2年度の有収水量は、検針サイクル統一の影響による減分 871千m³を加算している。

2. 予算見積
(1) 概況

(単位：百万円)

	取 入					支 出							
	事 項	㉑ 令和2年度	令和元年度		増減(2年度-元年度)		事 項	㉒ 令和2年度	令和元年度		増減(2年度-元年度)		
			㉓ 2月補正後	㉔ 当 初	㉕ 2月補正後比	㉖ ㉑-㉓			㉗ ㉑-㉔	㉘ 2月補正後	㉙ 当 初	㉚ ㉒-㉘	㉛ ㉒-㉙
収益的 収支	営業収益	21,895	21,939	21,979	△ 44	△ 84	営業費用	21,371	21,225	21,221	146	150	
	(うち給水収益)	(21,792)	(21,812)	(21,861)	(△ 20)	(△ 69)	(うち減価償却費)	(8,635)	(8,658)	(8,625)	(△ 23)	10	
	営業外収益	2,231	2,245	2,210	△ 14	21	営業外費用	1,430	1,443	948	△ 13	482	
	(うち長期前受金戻入)	(1,536)	(1,551)	(1,537)	(△ 15)	(△ 1)	(うち企業債利息)	(905)	(948)	(945)	(△ 43)	(△ 40)	
	特別利益	1	1,417	496	△ 1,416	△ 495	特別損失等	69	888	687	△ 819	△ 618	
	計	24,127	25,601	24,685	△ 1,474	△ 558	計	22,870	23,556	22,856	△ 686	14	
	収支差引	1,257	2,045	1,829	△ 788	△ 572							
資本的 収支	企業債	3,904	3,156	4,894	748	△ 990	建設改良費	16,350	15,402	15,367	948	983	
	国庫補助金	1,348	1,730	1,246	△ 382	102	企業債償還金	3,569	3,496	3,492	73	77	
	他団体補助・出資金	569	909	866	△ 340	△ 297	その他	320	74	239	246	81	
	その他	540	781	880	△ 241	△ 340							
		計	6,361	6,576	7,886	△ 215	△ 1,525	計	20,239	18,972	19,098	1,267	1,141
		収支差引※	△ 13,878	△ 12,396	△ 11,212	△ 1,482	△ 2,666						

(注) 「収支差引※」は、損益勘定留保資金等で補てん

【主な増減理由】

●令和2年度当初予算（令和元年度当初予算比）

＜収益的収支＞

○収入（⑥）

- ・ **給水収益**69百万円の減少は、消費税率引き上げにより仮受消費税が264百万円増加、検針サイクルの統一により192百万円減少、人口減少等による水需要の減少により141百万円減少することによる。
- ・ **特別利益**495百万円の減少は、修繕引当金の戻し入れが496百万円減少することによる。

○支出（⑦）

- ・ **営業費用**150百万円の増加は、検針滞納整理等業務委託及び浄水場運転管理業務委託等の委託料が458百万円増加、固定資産除却費が143百万円減少、ブロック統括センター準備経費が184百万円減少することによる。
- ・ **営業外費用**482百万円の増加は、納税消費税が524百万円増加することによる。
- ・ **特別損失等**618百万円の減少は、固定資産売却損が616百万円（高松事務所旧庁舎）減少することによる。

＜資本的収支＞

○収入（⑧）

- ・ 1,525百万円の減少は、内部留保資金の活用により**企業債**が990百万円減少、**他団体出資金**が156百万円減少（高松市（椋川ダム建設事業費）△238百万）及び**固定資産売却代金**が216百万円（高松事務所旧庁舎）減少することによる。

○支出（⑨）

- ・ 1,141百万円の増加は、**建設改良費**が983百万円増加することによる。その内訳としては、工事請負費が1,923百万円増加、負担金補助及び交付金が522百万円減少（椋川ダム建設事業費負担金△537百万円、香川用水緊急対策事業費負担金+73百万円）、資産購入費が400百万円減少（水道料金システム△245百万円、人事給与システム△100百万円）することによる。

●令和元年度2月補正後予算（令和元年度当初予算比）

＜収益的収支＞

○収入（⑧-⑩）

- ・ **給水収益**49百万円の減少は、検針サイクルの統一により38百万円増加、人口減少等による水需要の減少により87百万円減少することによる。
- ・ **特別利益**921百万円の増加は、広域送水管理センターにおいて修繕引当金921百万円を戻し入れすることによる。

○支出（⑩-⑪）

- ・ **営業外費用**495百万円の増加は、納税消費税が491百万円増加することによる。
- ・ **特別損失等**201百万円の増加は、固定資産売却損が201百万円増加（高松事務所旧庁舎+162百万円、宝山湖未利用地+39百万円）することによる。

＜資本的収支＞

○収入（⑧-⑩）

- ・ 1,310百万円の減少は、内部留保資金の活用により**企業債**が1,738百万円減少、**国庫補助金**が484百万円増加（生活基盤施設耐震化等交付金+480百万円）、**固定資産売却代金**が47百万円減少（高松事務所旧庁舎△162百万円、旧県営水道天神前分庁舎+42百万円、宝山湖未利用地+73百万円）することによる。

○支出（⑩-⑪）

- ・ **その他**165百万円の減少は、消費税相当額の補助金返還金が193百万円減少することによる。

(2) 財務

項 目	年度末残高見込み (百万円)		給水収益比	
	令和2年度	令和元年度 (2月補正後)	令和2年度	令和元年度 (2月補正後)
企業債残高	55,383	55,046	2.80	2.74
内部留保資金	16,381	21,413	0.83	1.07

(注) 区分経理満了時に遵守すべき財政収支の目標値

企業債残高／※給水収益 3.5倍以内

内部留保資金／※給水収益 0.5程度

※は広域送水管理センター（旧県営水道）の給水収益（他の事務所の受水費相当）を除く。

3. 主要施設整備事業

(1) 概況

(単位：百万円)

		① 令和2年度	令和元年度		増減(2年度－元年度)	
			② 2月補正後	③ 当初	④ (A－B) 2月補正後比	⑤ (A－C) 当初比
事業費※	広域水道施設整備事業	1,585	982	797	603	788
	経年施設更新整備事業	9,552	10,105	10,143	△553	△591
	水道水源開発施設整備事業	525	1,057	1,043	△532	△518
	その他建設改良事業	3,120	1,734	2,262	1,386	858
計		14,782	13,878	14,245	904	537
財源	国庫補助金	1,348	1,730	1,246	△382	102
	(うち生活基盤施設耐震化等交付金)	(1,166)	(1,406)	(926)	(△240)	(240)
	企業債	3,904	3,156	4,894	748	△990
	他団体出資金	440	637	597	△197	△157
	他団体補助金	129	272	269	△143	△140
	その他	540	781	880	△241	△340
自己財源	8,421	7,302	6,359	1,119	2,062	

- (注) ・「事業費※」の対象は、委託料、工事請負費、賃借料、路面復旧費、材料費、用地費及び補償金とする。
 ・令和元年度の「その他建設改良事業」には、システム統合に伴う費用を含む。
 ・令和2年度の「その他建設改良事業」には、香川用水緊急対策事業費負担金73百万円を含む。

令和2年度(主なもの)

ブロック名等	事業内容
東讃	管路の更新、導水施設の新設
小豆	管路の更新、浄水施設の更新
高松	管路の更新、配水コントロール設備の更新、送水施設の新設
中讃	管路の更新、配水施設の更新
西讃	管路の更新、送水施設の更新
広域送水管理センター	管路の更新、浄水施設の更新・耐震化

(2) 施行計画 (令和2年度 主なもの)

①広域水道施設整備事業

(単位：百万円)

ブロック名等	施行計画等	事業費
東讃	門入浄水場導水管布設工事 ダクタイル鉄管 φ300mm L=1,080m	147
"	門入浄水場拡張工事詳細設計業務委託 1式	123
"	中央配水池送水管布設工事詳細設計業務委託 1式	7
小豆	肥土山浄水場更新工事 1式 (工期 令和2年度～令和6年度、全体事業費 2,751百万円)	95
高松	新岡本線送水管布設工事 ダクタイル鉄管 φ800mm L=1,900m	471
"	東部浅野導水連絡管布設工事 ダクタイル鉄管 φ500mm L=550m	255
"	御殿配水池築造工事に伴う造成工事 1式	172
中讃	綾歌西山線配水管布設工事 ダクタイル鉄管 φ250mm L=920m	102
"	五条配水池送水管布設工事詳細設計業務委託 1式	41
"	四条ポンプ場関連工事詳細設計業務委託 1式	31
"	四条ポンプ場送水管布設工事詳細設計業務委託 1式	30

ブロック名等	施 行 計 画 等	事 業 費
中讃	中讃地区広域監視システム基本設計業務委託 1式	24
”	苗田ポンプ場改良工事詳細設計業務委託 1式	22
”	新琴平支線送水管布設工事詳細設計業務委託 1式	18
西讃	山本財田線送水ポンプ整備工事詳細設計業務委託 1式	10
”	山本財田線送水管布設工事詳細設計業務委託 1式	3

②経年施設更新整備事業（50百万円以上 ○は耐震化関係）

（単位：百万円）

ブロック名等	施 行 計 画 等	事 業 費
東讃	さぬき ○長尾東地区配水管改良工事 ダクタイル鋳鉄管 φ200mm L=1,090m	100
”	東かがわ ○市道中筋水主線配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ75～300mm L=777m	124
”	” 入野山浄水場高速凝集沈殿池改修工事 1式	100
”	” ○国道318号・市道北内線外1線配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管外 φ250mm L=1,135m	90
”	” 水主浄水場急速ろ過池改修工事 1式	80

ブロック名等		施行計画等	事業費
小豆	土庄	○オリーブ大橋水管橋布設替工事 ダクタイル鋳鉄管外 φ200~300mm L=290m	61
〃	〃	○町道山神堀切線配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ150mm L=760m	58
〃	小豆島	○橋配水池更新工事 1式	95
〃	〃	○西村地区配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ150mm L=770m	68
〃	〃	○神懸通地区配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ250mm L=450m	54
〃	〃	○入部地区配水管布設替工事 配水用ポリエチレン管 φ75~100mm L=570m	50
高松	高松	配水コントロール設備更新工事 1式	550
〃	〃	奥の池施設改修工事 1式	235
〃	〃	○伏石町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ600mm L=450m	139
〃	〃	○香川町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ800mm L=300m	134
〃	〃	○新田町外1町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ100mm L=880m	82
〃	〃	御殿貯水池余水吐水路整備及び配水管布設工事 1式	78

ブロック名等		施行計画等	事業費
高松	高松	○円座町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ100mm L=630m	71
〃	〃	○香川町外1町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ75mm L=920m	62
〃	〃	○藤塚町配水管布設工事 配水用ポリエチレン管 φ75mm L=635m	58
〃	〃	○国分寺町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ75mm L=695m	55
〃	〃	○元山町配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ100mm L=640m	51
中讃	丸亀	○県道丸亀三好線配水本管改良工事 ダクタイル鋳鉄管 φ800mm L=430m	217
〃	坂出	○久米町1丁目配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ300mm L=360m	61
〃	〃	○駒止町1丁目配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ400mm L=200m	50
〃	善通寺	○善通寺浄水場急速ろ過池耐震補強工事 1式	83
〃	多度津	○県道丸亀詫間豊浜線(西浜地区)配水管布設替工事 ダクタイル鋳鉄管 φ200mm L=500m	50
西讃	観音寺	○財田川(茂木・高屋地区)横断工事 ダクタイル鋳鉄管 φ300~400mm L=600m	347
〃	〃	○国道11号(箕浦地区)老朽配水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ75mm L=240m	61

ブロック名等	施 行 計 画 等	事 業 費
広域送水管理センター	○綾川浄水系綾川導水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ900mm L=760m	516
"	○西部浄水系観音寺本線送水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ600mm L=750m	324
"	西部浄水場P A C注入設備更新工事 1式	220
"	東部浄水場表洗ポンプ電気設備更新工事 1式	200
"	○東部浄水系浅野本線・香南支線送水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ150~250mm L=148m	185
"	○西部浄水系大野原ポンプ場廻り配管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ150~300mm L=1,180m	(注1) 184
"	中部浄水場排水処理棟建築工事 1式	(注2) 162
"	○西部浄水系三野本線更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ300~450mm L=371m	152
"	○東部浄水系志度本線送水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ400mm L=580m	140
"	府中事務所外電話機更新工事 1式	(注3) 80
"	○西部浄水系観音寺本線連絡配管更新工事 1式	70
"	○東部浄水場排水系施設耐震化工事 1式	65

ブロック名等	施 行 計 画 等	事 業 費
広域送水管理センター	○中部浄水系中綾連絡線支障移転工事 1式	55
”	○綾川浄水系番の州交差点送水管支障移転工事 1式	55
”	西部浄水場活性炭貯蔵設備工事 1式	50

(注1) 広域送水管理センターと西讃ブロック統括センター(観音寺)の合併施工(うち観音寺分 84百万円)

(注2) 工業用水道事業と合併施工(うち工業用水道事業分 81百万円)

(注3) 工業用水道事業と合併施工(うち工業用水道事業分 12百万円)

4. 危機管理対策

＜危機管理対策事業＞（令和2年度 主なもの）

（単位：百万円）

区 分		項 目	事業費	内 容
共 通	ハード	緊急導水管路の整備（再掲）	255	・ 東部浄水場（府中）と浅野浄水場（高松）を結ぶ緊急導水連絡管の整備を進める。
		給水車整備	15	・ 東讃ブロック統括センターに給水車1台を配備する。
	ソフト	水質検査体制の検討	—	・ 高松、府中、丸亀に分散している水質検査室の在り方を検討する。
		応急給水体制の整備	5	・ 広報紙及びHP等により、住民に応急給水場所を周知する。 ・ 応急給水に使用する資機材（給水所で使用する給水タンク、給水袋等）の整備を図る。 ・ 応急給水訓練を実施する。（住民参加）
		業務継続計画（BCP）策定	12	・ ブロック統括センター移行に伴い、BCPの策定を進める。
渇 水	ソフト	水源能力検討	9	・ 取水実績を踏まえ、各水源の取水能力を検討し、渇水時等における水源運用の基礎データを整理する。
地 震	ハード	管路、施設の耐震化	6,393	・ 老朽化した基幹管路や浄水場施設等の耐震化を計画的に進める。
風水害	ハード	風水害対策施設整備	124	・ 東讃ブロック統括センターに非常用発電機を導入する。 ・ 内海浄水場、綾南浄水場に非常用発電設備を整備する。 ・ 浸水対策工事を実施する。
	ソフト	水道施設災害対策検討	25	・ 浸水想定区域内に立地する水道施設について浸水及び停電対策を検討する。
合 計			6,838	

5. その他

(1) ブロック統括センター関係

(単位：百万円)

ブロック名	事 項	内 容
共通	地区別意見交換会等開催事業	【令和2年度】 ・ 企業団の取組みなどについて、水道ユーザー等の意見を聴き、事業運営に反映させることを目的として、ブロック統括センターごとに地区別意見交換会を開催する。 事業費（営業費用）1百万円
東讚	ブロック統括センター整備事業	【令和2年度】 ・ 令和元年度に引き続き、庁舎となる「旧津田幼稚園」の改修工事等を行う。 初度調弁（営業費用）14百万円 改修工事（建設改良費）36百万円
中讚	ブロック統括センター整備事業	・ 建設地の地中から廃棄物が発見され、土壌調査及び地下水調査を行ったところ、砒素で基準値を超える値が検出された。これにより多額の環境保全対策費を要するため、当該地での建設を中止し、設置場所を変更するもの。 【令和元年度（2月補正）】 建設工事費（設計費を除く）（建設改良費）△238百万円（皆減） 工事請負契約解除に伴う費用等（建設改良費）150百万円（皆増） 【令和2年度】 新たな設置計画検討費（営業費用）1百万円

(2) 業務委託（主なもの）

① 料金関係

(単位：百万円)

事 項	内 容	期 間	契約額	年度別契約額		
				2年度	3年度	4年度
検針・滞納整理等業務	・ ブロック統括センター開設時に窓口業務を集約するに当たり、窓口関連業務の一部である検針・滞納整理等の業務委託を行う。	令和2 ～ 4年度	2,217	739	739	739

② 運転管理関係

(単位：百万円)

事 項	内 容	期 間	契約額	年度別契約額		
				2年度	3年度	4年度
浄水場運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 機動的に動ける柔軟な組織体制を構築して、施設の効率的な管理やサービスの質の向上、危機管理体制や事業の持続性の確保を図るため、浄水場の運転管理業務について、西讃ブロック統括センターを除く4つの統括センター及び広域送水管理センターの18施設を対象とした一括契約による委託を行う。 	令和2 ～ 4年度	2,047 (2,080)	683	682	682

(注) () は、工業用水道事業会計を含めた全体の契約額

(3) 香川用水関係

(単位：百万円)

事 項	全体事業費 (令和2～6年度)		令和2年度事業費		内 容
	うち 水道負担金	うち 水道負担金	うち 水道負担金	うち 水道負担金	
香川用水施設 緊急対策事業	3,800	921	300	73	<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構が行う香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策事業について費用負担を行う。 <p>【企業団の水道負担分24.24%（広域送水管理センターが全額負担）】</p>

(4) 基本計画見直し

(単位：百万円)

事 項	事業費 (令和2年度)	内 容
基本計画等調査	26	<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備計画」について、既設計画の見直し及び事業年次計画の作成、「財政収支計画」の見直しを進める。(継続) 五名ダム再開発事業への対応や水質検査体制の構築に向けた水質検査室の在り方を検討する。 令和2年度第3四半期開催の企業団議会での説明に向けて作業を進める。

工業用水道事業会計

1. 業務量

		令和2年度	令和元年度		増減（2年度－元年度）	
			2月補正後	当 初	2月補正後	当 初
給水事業所数（事業所）		38	38	38	0	0
給水量	年間（千m ³ ）	21,318	21,457	21,387	△ 139	△ 69
	一日平均（千m ³ ）	58.41	58.63	58.44	△ 0.22	△ 0.03

2. 予算見積
(1) 概況

(単位：百万円)

	収 入					支 出						
	事 項	㉑ 令和2年度	令和元年度		増減(2年度-元年度)		事 項	㉒ 令和2年度	令和元年度		増減(2年度-元年度)	
			㉓ 2月補正後	㉔ 当 初	㉕(㉑-㉓) 2月補正後比	㉖(㉑-㉔) 当初比			㉗ 2月補正後	㉘ 当 初	㉙(㉒-㉗) 2月補正後比	㉚(㉒-㉘) 当初比
収益的収支	営業収益	797	797	790	0	7	営業費用	739	692	729	47	10
	(うち給水収益)	(797)	(797)	(790)	0	7	(うち減価償却費)	(323)	(328)	(327)	(△ 5)	(△ 4)
	営業外収益	35	39	52	△ 4	△ 17	営業外費用	38	46	21	△ 8	17
	(うち長期前受金戻入)	(33)	(37)	(33)	(△ 4)	0	(うち企業債利息)	(13)	(11)	(21)	(2)	(△ 8)
							予備費等	5	5	5	0	0
	計	832	836	842	△ 4	△ 10	計	782	743	755	39	27
	収支差引	50	93	87	△ 43	△ 37						
資本的収支	企業債	370	298	510	72	△ 140	建設改良費	731	598	642	133	89
	国庫補助金	0	27	0	△ 27	0	企業債償還金	54	53	53	1	1
	その他	0	10	0	△ 10	0	他団体借入金償還金	161	184	184	△ 23	△ 23
							予備費等	1	1	1	0	0
		計	370	335	510	35	△ 140	計	947	836	880	111
	収支差引※	△ 577	△ 501	△ 370	△ 76	△ 207						

(注) 「収支差引※」は、損益勘定留保資金等で補てん

【主な増減理由】

●令和2年度当初予算（令和元年度当初予算比）

<収益的収支>

○収入（㊸）

- ・ 10百万円の減少は、消費税率引き上げにより**仮受消費税**が7百万円増加、**消費税等還付金**が17百万円減少することによる。

○支出（㊹）

- ・ 27百万円の増加は、**納税消費税**が25百万円増加することによる。

<資本的収支>

○収入（㊺）

- ・ 140百万円の減少は、内部留保資金の活用により**企業債**が140百万円減少することによる。

○支出（㊻）

- ・ 67百万円の増加は、**建設改良費**が89百万円増加、**他団体借入金償還金**が23百万円減少することによる。建設改良費の内訳としては、工事請負費が86百万円増加、負担金補助及び交付金が12百万円（香川用水緊急対策事業費負担金）増加、用地補償費が6百万円減少することによる。

●令和元年度2月補正後予算（令和元年度当初予算比）

<収益的収支>

○収入（㊼-㊽）

- ・ 6百万円の減少は、**給水収益**が7百万円増加、**消費税等還付金**が17百万円減少することによる。

○支出（㊾-㊿）

- ・ 12百万円の減少は、**委託料**が24百万円減少、**納税消費税**が36百万円増加することによる。

<資本的収支>

○収入（㊿-㊻）

- ・ 175百万円の減少は、国庫補助金の充当及び内部留保資金の活用により**企業債**が212百万円減少、**国庫補助金**が27百万円増加、**固定資産売却代金**が10百万円（旧県営水道天神前分庁舎）増加することによる。

○支出（㊼-㊽）

- ・ **建設改良費**44百万円の減少は、工事請負費が25百万円減少、用地補償費が9百万円減少することによる。

3. 主要施設整備事業
 (1) 概況

(単位：百万円)

		① 令和2年度	令和元年度		増減(2年度－元年度)	
			② 2月補正後	③ 当初	④ (①－②) 2月補正後比	⑤ (①－③) 当初比
事業費	経年施設更新整備事業	713	584	614	129	99
	その他建設改良事業	17	14	11	3	6
計		730	598	625	132	105
財源	企業債	370	298	510	72	△ 140
	国庫補助金	0	27	0	△ 27	0
	自己財源	360	273	115	87	245

(注) ・令和2年度その他建設改良事業には、香川用水緊急対策事業費負担金12百万円を含む。

(2) 施行計画（令和2年度 主なもの）

①経年施設更新整備事業（50百万円以上 ○は耐震化関係）

（単位：百万円）

センター名	施行計画等	事業費
広域送水管理センター	○中部浄水系番の州東線配水管更新工事 ダクタイル鋳鉄管 φ600mm L=500m	227
〃	府中ダム機側操作盤等更新工事 1式	200
〃	○綾川浄水系川尻橋水管橋耐震化工事 1式	155
〃	中部浄水場排水処理棟建築工事 1式	(注1) 162
〃	広域送水管理センター外電話機更新工事 1式	(注2) 80

（注1）水道事業と合併施工（うち水道事業分 81百万円）

（注2）水道事業と合併施工（うち水道事業分 68百万円）

②危機管理対策

○ハード対策（再掲）

（単位：百万円）

項目	令和2年度	内容
地震等災害対策の推進	382	番の州東線等区間における配水管路の更新・耐震化を計画的に進める。

4. その他

(1) 業務委託（主なもの）

(単位：百万円)

事 項	内 容	期 間	契約額	年度別契約額		
				2年度	3年度	4年度
浄水場運転管理業務	水道事業と合わせて委託を行う。	令和2 ～ 4年度	33 (2,080)	11	11	11

(注) () は、水道事業会計を含めた全体の契約額

(2) 香川用水関係

(単位：百万円)

事 項	全体事業費 (令和2～6年度)		令和2年度事業費		内 容
	うち工業用 水道負担金		うち工業用 水道負担金		
香川用水施設 緊急対策事業	3,800	154	300	12	水資源機構が行う香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化 対策事業について費用負担を行う。 【企業団の工業用水道負担分4.04%】

〔予算外議案〕

第5号 香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案

- 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を円滑に採用することができるよう職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるもの。

(主な内容)

- ・ 企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができること等とする。
- ・ 特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例について規定する。

- 施行期日 令和2年4月1日

第6号 香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案

- 地方公務員法において条例により定めるものとされる退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置について定めるもの。

(主な内容)

- ・ 再就職者のうち、国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととする。

- ・ 管理又は監督の地位にある職員の職に就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならないこととする。

○ 施行期日 令和2年4月1日

第7号 香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案

○ 監査委員の事務局の職員の旅費等について定めるもの。

○ 施行期日 令和2年4月1日

第8号 香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案

○ 議会の事務局の職員の旅費等について定めるもの。

○ 施行期日 令和2年4月1日

第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

（主な改正内容）

- ① 香川県広域水道企業団職員定数条例の一部改正
 - ・ 定数を定める職員の範囲について、常時勤務する職員に限定する。
- ② 香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
 - ・ 任用の状況の概要を公表しなければならない職員について、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員を追加する。
- ③ 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正
 - ・ 会計年度任用職員が心身の故障のため長期の休養を要するとして休職する期間について、任期の範囲内とする。
- ④ 香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
 - ・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員等に対する減給の効果について、給与から減ずる額を別に定めるための規定整備を行う。
- ⑤ 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - ・ 非常勤職員のうち、育児休業をすることができない職員に係る規定を加える。
 - ・ 非常勤職員が育児休業をすることができる期間に係る規定を定める。
- ⑥ 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - ・ 条例で定める「職員」の定義に会計年度任用職員を含めることとする。
 - ・ 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、退職手当を支給することとする。

- 施行期日 令和2年4月1日

第10号 香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案

- 地方自治法の一部改正に伴い、引用している同法の条項を改める等の所要の改正を行うもの。
- 施行期日 令和2年4月1日

第11号 香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

- 一般金融市場における金利の水準を勘案し、工業用水道事業に係る水道料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率を引き下げるため、所要の改正を行うもの。
 - ・ 工業用水道事業に係る水道料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率（現行年14.5パーセント）を、指定した期日の翌日における民法に定める法定利率とする。
- 施行期日 令和2年4月1日

第12号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

- 特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6月	12月	計
現 行	167.5/100	167.5/100	335/100
令和元年度	167.5/100	<u>172.5/100</u>	<u>340/100</u>
令和2年度以降	<u>170/100</u>	<u>170/100</u>	<u>340/100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和2年4月1日

第13号 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

- 国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して扶養手当を見直す等のため、所要の改正を行うもの。
- 施行期日 令和2年4月1日

第14号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

- 漁業法の一部改正に伴い、引用している同法の条項を改めるもの。
- 施行期日 規則で定める日

第15号 公平委員会の事務の委託について

- 地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、香川県に、公平委員会の事務を委託するもの。

